三　自衛隊員倫理法の一部改正関係
　防衛装備庁の設置に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第五条～第二四条関係）
四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**道路交通法の一部を改正する法律**（法律第四〇号）（警察庁）

1　高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備
(一)　臨時認知機能検査に関する規定の整備
　公安委員会は、七五歳以上の者（運転免許を現に受けている者に限る。）が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うこととした。（第一〇一条の七関係）
(二)　臨時高齢者講習に関する規定の整備
　公安委員会は、(一)の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととした。（第一〇一条の七及び第一〇八条の二関係）
(三)　臨時適性検査等に関する規定の整備
　公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとした。（第一〇二条関係）

2　運転免許の種類等に関する規定の整備
(一)　自動車及び運転免許の種類に関する規定の整備
(1)　自動車の種類として、新たに準中型自動車を設けることとした。（第三条関係）
(2)　運転免許の種類として、新たに、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）及び準中型自動車仮免許（以下「準中型仮免許」という。）を設けることとした。（第八四条関係）
(3)　準中型自動車を運転しようとする者は準中型免許を、準中型自動車を運転することができる第一種運転免許又は第二種運転免許を受けないで練習等のために準中型自動車を運転しようとする者は準中型仮免許を、それぞれ受けなければならないこととした。（第八五条～第八七条関係）
(二)　運転免許の欠格事由等に関する規定の整備
(1)　一八歳に満たない者に対しては準中型免許及び準中型仮免許を与えないこととした。（第八八条関係）
(2)　準中型免許を受けようとする者は、公安委員会が行うその受けようとする運転免許に係る自動車の運転に関する講習及び応急救護処置に関する講習を受けなければならないこととした。（第九〇条の二関係）
(三)　再試験等に関する規定の整備
(1)　公安委員会は、準中型免許を受けた者で当該免許を受けた日から一年間に違反行為をし、一定の基準に該当することとなった者に対し、再試験を行うものとした。（第一〇〇条の二関係）
(2)　準中型免許を受けた者で、当該免許を受けていた期間が通算して一年に達しないものは、初心運転者標識を付けないで準中型自動車を運転してはならないこととした。（第七一条の五関係）

3　その他
　酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとした。（第一〇三条の二関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法　律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年六月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十九号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「防衛省に」を「本省に」に、「第三十六条」を「第三十四条」に、「第四章　職員の職務遂行等
　第一節　設置並びに任務及び所掌事務（第三十五条）
　第二節　職員（第三十六条・第三十七条）
　第三節　任務及び所掌事務（第三十八条）
　第五章　職員の職務遂行等（第三十九条―第四十一条）」を「第四章　防衛装備庁
　第一節　設置並びに任務及び所掌事務（第三十三条―第三十五条）
　第二節　任務及び所掌事務（第三十六条・第三十七条）
　第三節　職員（第三十八条）
　第五章　職員の職務遂行等（第三十九条―第四十一条）」に、「第三十七条―第三十九条」を「第三十一条―第三十三条」に改める。

第四条中第三十三号を第三十四号とし、第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二　所掌事務に係る国際協力に関すること。

第六条中「十五万千二十三人」を「十五万八百七十三人」に、「四万七千七十三人」を「四万六千九百四十人」に、「千九百七人」に、「四十人」を「四十八人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七人」に、「二十四万七千百六十人」を「二十四万七千百五十八人」に改める。

第三章の章名中「防衛省」を「本省」に改める。

第八条第四号中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、「（第三十条第一項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）」を削り、同条第五号中「、第八号」を「及び第八号」に改め、「、第十三号及び第十四号」を削り、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関すること。

第十二条の見出し中「局長」の下に「並びに防衛装備庁長官」を加え、同条中「局長は」を「局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう」に改め、「、次の事項について」を削り、各号を削る。

第十三条中「置かれる審議会等」の下に「で本省に置かれるもの」を加える。

第十四条中「防衛省」を「本省」に改める。

第十九条第一項中「防衛省」を「本省」に、「情報本部（技術研究本部装備施設本部）」を「情報本部」に改め、同条第二項中「機関」の下に「で本省に置かれるもの」を加える。